

令和4年度危険物取扱者法定講習会(対面講習)の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習会については、対面による講習会を次のとおり実施します。

1 受講対象者 危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

(1)危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。

ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以降の最初の4月1日から3年以内。

(2)前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している者は、受講日以降の最初の4月1日から3年以内。

2 講習月日及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和4年9月6日(火) 午後1時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階大ホール
	令和4年10月5日(水) 午前9時30分	八幡浜市北浜1-5-1 八幡浜市民スポーツセンター サブアリーナ
	令和4年10月12日(水) 午後1時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和4年10月14日(金) 午後1時30分	大洲市東大洲270-1 大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール
	令和4年10月21日(金) 午前9時30分	西条市神拝甲79番地4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和4年10月26日(水) 午前9時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年10月27日(木) 午後1時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年11月1日(火) 午後9時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1階石錠の間
	令和4年11月11日(金) 午前9時30分	宇和島市丸之内5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部 4階大会議室
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和4年9月6日(火) 午前9時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階大ホール
	令和4年10月26日(水) 午後1時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年11月1日(火) 午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1階石錠の間
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和4年9月7日(水) 午後1時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階大ホール
	令和4年10月5日(水) 午後1時30分	八幡浜市北浜1-5-1 八幡浜市民スポーツセンター サブアリーナ
	令和4年10月11日(火) 午後1時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和4年10月12日(水) 午前9時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和4年10月21日(金) 午後1時30分	西条市神拝甲79番地4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和4年10月27日(木) 午前9時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年10月31日(月) 午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1階石錠の間
	令和4年11月11日(金) 午後1時30分	宇和島市丸之内5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部 4階大会議室

※講習種別の区分は次のとおりです。

【給油取扱所】

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

【コンビナート】

コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

【その他】

上記以外の危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

3 受講申請書の配布場所

- ・各地区（市）危険物安全協会
- ・各消防（局）本部
- ・県各地方局総務県民課防災対策室及び県各地方局支局総務県民室

※愛媛県危険物安全協会連合会のホームページ(<http://www.ehimekenkiren.org/>)からも受講申請書をダウンロードできます。A 4 両面印刷してください。令和3年度までの受講申請書では申請できませんのでご注意ください。

4 受講申請書の受付期間

令和4年8月1日から各会場講習実施日の2日前まで(土日・祝日を除く)受け付けします。

但し、受講申請書を郵送する場合又は受付をした危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、令和4年8月1日から各会場講習実施日の5日前まで(同)とします。

5 受講申請の受付

- ・四国中央市危険物安全協会(四国中央市消防本部内)
- ・新居浜市危険物安全協会(新居浜市消防本部内)
- ・西条市危険物安全協会(西条市消防本部内)
- ・今治地区危険物安全協会(株式会社天宗内)
- ・松山地区危険物安全協会(愛媛県危険物安全協会連合会内)
- ・大洲地区危険物安全協会(大洲地区広域消防事務組合消防本部内)
- ・八幡浜地区危険物安全協会(代行：八幡浜地区施設事務組合消防本部)
- ・西予市危険物安全協会(西予市消防本部内)
- ・宇和島地区危険物安全協会(宇和島地区広域事務組合消防本部内)

6 受講手数料

愛媛県収入証紙(4, 700円)を申請書裏面に貼付して納付してください。

7 注意事項

- ・講習当日は受付において、受講票、危険物取扱者免状及び筆記用具を必ず提出してください。
- ・受講に当たっては、新型コロナウイルス感染回避のため、手指の衛生の徹底、マスクの着用等をお願いします。また、受講当日、発熱等で体調不良の場合は受講を御遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講習会を急遽中止、又は受講人数を制限することもありますので、予め御了承ください。その場合、愛媛県危険物安全協会連合会のホームページ (<http://www.ehimekenkiren.org/>) でお知らせするとともに該当の受講予定者に連絡し、可能な限りにおいて代替の講習日を設ける予定です。
- ・各会場とも駐車場が十分でないため、車での御来場はお控えください。

8 問い合わせ先

- ・愛媛県危険物安全協会連合会
松山市本町7-2 愛媛県本町ビル2階
電話(089)924-6618
- ・愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
松山市一番町4-4-2
電話(089)912-2316